

# 下田クエスト・デジタルラーニングプロジェクト 団体規約

## 第1条 (名称)

本団体は、「下田クエスト・デジタルラーニングプロジェクト」(以下「本団体」という。)と称する。

## 第2条 (目的)

本団体は、地域をテーマにしたデジタル制作活動を通じて、子どもたちの創造力・主体性・協調性を育むことを目的とする。また、下田の歴史・文化・自然・観光等を学びながら、「下田を知っている人にはもっと下田を知ってもらおう。下田を知らない人には下田を知ってもらおう。」ことを目指し、地域学習型デジタル創作活動を行う。

## 第3条 (活動内容)

本団体は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. Scratch等を活用したデジタルゲーム制作活動
2. 地域学習をテーマにしたデジタルコンテンツ制作
3. 子ども向けプログラミング体験活動
4. キャラクターデザイン、イラスト、音楽、ナレーション等を含む創作活動
5. 地域施設見学、発表会、交流活動
6. その他、本団体の目的達成に必要な活動

## 第4条 (事務所)

本団体の事務所は、静岡県下田市二丁目12-3に置く。

## 第5条 (会員)

本団体の目的に賛同し、活動に参加する者を会員とする。

## 第6条 (役員)

本団体には、代表1名を置く。また、必要に応じて会計、副代表、監査等を置くことができる。

## 第7条 (役員を選任)

代表は、会員の協議により選任する。

## **第 8 条（役員の職務）**

代表は本団体を代表し、会務を統括する。

## **第 9 条（会計）**

本団体の経費は、助成金、寄付金、参加費、その他の収入をもって充てる。

## **第 10 条（会計年度）**

本団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## **第 11 条（規約の改正）**

本規約は、会員の協議により改正することができる。

## **第 12 条（解散）**

本団体は、会員の協議により解散することができる。

## **第 13 条（個人情報）**

本団体は、活動上知り得た個人情報について適切に管理する。

## **第 14 条（反社会的勢力の排除）**

本団体は、反社会的勢力と一切関係を持たない。

## **附則**

本団体は、2026 年 4 月 1 日に設立する。

本規約は、2026 年 4 月 1 日より施行する。